

宿泊約款

■本約款の適用

第一条

・当ホテルの締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じることができません。

・当ホテルは、前行の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じることができません。

■宿泊受付の拒絶

第二条

当ホテルは次の場合には、宿泊の引き受けをお断りすることがあります。

- ・宿泊の申し込みが、この約款によらないものであるとき。
- ・満室(員)により客室に余裕がないとき。
- ・宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定または公の秩序若くは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
- ・宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- ・宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
- ・天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることが出来ないとき。
- ・宿泊しようとする者が、泥酔者で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすと認められたとき。宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

■氏名等の明告

第三条

当ホテルは、宿泊日に先だつ宿泊の申込み(以下「宿泊予約の申込み」という)をお引き受けした場合には、期限を定めてその宿泊予約の申込者に対して、次の事項の明告を求めることがあります。

- ・宿泊者の、住所、氏名、性別、国籍、および職業。
- ・その他、当ホテルが必要と認めた事項。

■予約金

第四条

・当ホテルは、宿泊予約の申込みをお引き受けした場合には期限を定めて、宿泊期間(宿泊期間が3日をこえる場合には3日間)の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。

・前項の予約金は、第5条の定める場合に該当するとき、同条の違約金に充当し、残額があれば返還します。

■予約の解除

第五条

当ホテルは、宿泊予約の申込者が宿泊予約の全部または一部を解除したときは、次に掲げるところにより違約金を申し受けます。ただし、団体客(ペイイングメンバー10名以上のものをいう。以下同じ)の一部について、宿泊予約の解除があった場合には、宿泊日10日前の日(その日より後に当ホテルが宿泊予約の申込みをお引き受けした日)における宿泊予約人の10%にあたる人数(端数が出た場合には、切り上げる)についてはこの限りではありません。

違約金の申し受け規定

(1) 一般客

- ・宿泊日の前日に解除した場合、宿泊1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の20%
- ・宿泊日当日に解除した場合、宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の80%

(2) 団体客

- ・宿泊日の9日前の日から宿泊日の2日前の日までに解除した場合の宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の10%
- ・宿泊日の前日に解除した場合、宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の20%
- ・宿泊日当日に解除した場合、宿泊者1人につき、その宿泊第1日目の宿泊料金の80%
- ・当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで、宿泊当日の午後8時(あらかじめ予約到着時刻の明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし、処理することがあります。
- ・前項の規定により、解除されたものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしないで到着しなかったことが、列車、航空機等、公共の運輸機関の不着または遅延、その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることが証明されたときは、第1項の違約金は頂きません。

第六条

・当ホテルは、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することが出来ます。

- 1.第2条第3号から第7号までに該当することとなった時。
 - 2.第3条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。
 - 3.第4条第1号の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。
- ・当ホテルは、前項の規定により、宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します。

■宿泊の登録

第七条

宿泊者は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を当ホテルに登録してください。

- ・第3条第1号の事項
- ・外国人にあつては、旅券番号、日本上陸地および上陸年月日
- ・出発日および時刻
- ・その他、当ホテルが必要と認めた事項

■チェックアウトタイム

第八条

・宿泊者が、当ホテルの客室をおあけいただく時刻(チェックアウトタイム)は、午前11時とします。

・当ホテルは、前行の規定にかかわらず、チェックアウトタイムをこえて客室の使用に応ずる場合があります。この場合には、次に掲げるとおりの追加料金を申し受けます。

- ・1時間・1名あたり¥1,000(税抜)
- ・午後3時すぎ・・・1泊室料金の全額

■料金の支払い

第九条

・料金の支払いは、原則として現金払い制といたします。但し、当ホテルが認めたものに関してはこの限りではありません。

・宿泊者が客室の使用を開始した後任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

■利用規則の遵守

第十条

・宿泊者は、当ホテル内において当ホテルが定めて当ホテル内に掲示した利用規定に従っていただきます。

■宿泊継続の拒絶

第十一条

当ホテルは、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には、宿泊の継続をお断りすることがあります。

- ・第2条第3号から7号までに該当することになったとき。
- ・前条の利用規定に従わないとき。

■宿泊の責任

第十二条

・当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントにおいて宿泊の登録を行った時または客室に入ったときのうち、いずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室をあけた時に終わります。

・当ホテルの責に帰すべき理由により、宿泊者に客室の提供が出来なくなった時は、天災、その他の理由による困難な場合を除き、その宿泊者に同一または類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。その場合には、客室の提供が継続出来なくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金は頂きません。

■宿泊契約締結の拒否

第十三条

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないものとします。

- ・宿泊使用とする者が、「暴力団員による不当な行為の奉仕に関する法律（平成3年法律第77号）」による指定暴力団及び指定暴力団員等又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）であるとき。
- ・宿泊しようとする者が、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員であるとき。
- ・宿泊しようとする者が、法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者がいるとき。
- ・宿泊しようとする者が、他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- ・宿泊しようとする者が、当ホテルもしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき。

■当ホテルの宿泊解除権

第十四条

当ホテルは、宿泊者が次に掲げる場合において、宿泊契約を解除するものとします。

- ・暴力団等であるとき。
- ・暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
- ・法人でその役員のうちに暴力団等の構成員に該当する者であるとき。
- ・他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- ・当ホテルもしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、または、合理的範囲を超える負担を要求したとき。
- ・当施設が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。